

第 246 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 5 年 11 月 17 日（金）14 時から

2 開催場所 信濃町公民館野尻湖支館 講堂

3 出席者

内水面漁場管理委員 10 名

漁業者代表：古谷 秀夫、大沼田 志津男、飯田 好輝、石田 和夫、輿水 由香理

採捕者代表：小澤 哲

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介

事務局：吉田書記長他、事務局員 3 名

4 議事

(1) 漁業権の免許について（答申）

(2) 遊漁規則の認可について（答申）

(3) 令和 6 年度～10 年度増殖指示量の決定について

(4) 令和 5 年度野尻湖から関川等へのオオクチバス等逸出確認調査結果（第 3 回）について

(5) オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準について

(6) その他

5 会議内容

平林会長挨拶 会議に入る

吉田書記長 ここからは、平林会長に議事の進行をお願いします。

平林会長 まず、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を、輿水委員、桐生委員をお願いします。

それでは、(1)「漁場権の免許について（答申）」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

資料 1 については、前回協議いただいて決めていただいた内容です。今日は、後半の漁業権免許申請者の適格性についてです。何かご意見等ございますか。資料 1－2 の 1 ページにあります、2 の免許についての適格性、3 の免許しない場合に当たらないか、4 の免許をすべき者の決定について、事務局であらかじめ調べていただいて、2 ページと 3 ページの表にさせていただいてあります。何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは事務局から説明がありましたとおり、全ての申請者について、適格性を有し、免許をしない場合に当たらないことを委員会として確認できましたということ、決定したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 ご異議がございませんので、諮問された全ての漁業権の免許申請について、答申案のとおり、私の名前で阿部知事に免許して差し支えない旨答申いたします。

続きまして、(2)「遊漁規則の認可について(答申)」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 ありがとうございました。ただ今の事務局の説明ですけれども、漁業権免許の消滅とともに、遊漁規則も自動的に消滅しますので、新たな遊漁規則を認可するという手続きです。

では、まず現在の遊漁規則を変更せずに申請のあった19漁協について、以前、当委員会で認めた遊漁規則と同様ということですので、認可して差し支えないということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 次に、遊漁承認証及び監視員証の様式の削除ですが、同様の変更を7月の本委員会でいくつかの漁協に対して認可して差し支えない旨答申しました。それを受けて、資料2-2の3ページ、4ページの⑤その他の変更にあります、全部で11漁協ありますが、これについても以前と同様認可しても差し支えないということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 次に、千曲川漁協と下伊那漁協の魚種の追加・削除ですが、資料2-2の3ページの色がついている部分ですが、これにつきましては、9月の委員会で、漁場計画の中で認めた内容ですので、認可して差し支えないということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 次に諏訪東部漁協の遊漁料の変更について、ご意見、ご質問はありますか。

ご意見などが無いようですので、諏訪東部漁協の遊漁料の変更について、認可して差し支えないということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 次に松原湖漁協の遊漁料の小学生以下無料から、中学生以下無料への変更について、ご意見、ご質問はありますか。

委員 とってもいいことだ。

平林会長 よろしいですかね。それでは、松原湖漁協の遊漁料の中学生以下無料への変更について、認可して差し支えないということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 次に波田漁協の、さで網等漁法の削除、禁止区域の追加について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

桐生委員 やすでトラブルが起きているということですが、やすを漁具漁法で認めているのが、波田漁協のほかに奈良井川と犀川殖産と根羽川ですが、そちらではトラブルがないかということと、やすを使った遊漁者は、もりとやすの区別がついているかどうかお聞きしたいと思います。

大沼田委員 やすは年間数名遊漁券を購入していただいて、年間7～8回利用いただいている。

平林会長 事務局で何かございますか。

事務局 特に問題とはなっていません。もりとやすが区別できているのかということですが、慣れていないと区別はつきにくいと思われまます。

桐生委員 漁業調整規則では、もりは禁止されているんですよね。遊漁者が判っているのかどうか問題ですが、その辺の指導は漁協はやっているのでしょうか。

平林会長 今の質問の主旨は、遊漁者がよくわかっていなければ、ご指導いただくということだと思いますが、知らない人がいたら教えていただきたいと思います。

他何かございますでしょうか。なければ、波田漁協の、さで網等漁法の削除、禁止区域の追加について、認可して差し支えないということでもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 それでは、全ての漁協の遊漁規則について、変更部分も含めて、認可して差し支えないということですので、遊漁規則の認可について、答申案のとおり認可して差し支えない旨、答申させていただきます。

次に(3)「令和6年度～10年度増殖指示量の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3により説明

平林会長 ありがとうございました。資料3の2ページの増殖指示量の決定方法に従って、3ページにある算出方法で計算していただいたものが、7～9ページにあります。何かご質問、ご意見等ございますか。

高田委員 魚の名前で、「むろ」、「とんこはぜ」とありますが、私、信州に住んで40年たちますが、初めて聞く名前です。標準和名としては何なんでしょうか。できれば併記をお願いしたいと思います。

事務局 「とんこはぜ」は諏訪湖で採れるハゼ類を昔からそう呼んでいます。ハゼ類は区別がつ

かないためです。「むろ」についてはわかりませんので確認します。

平林会長 他の県でも、こういった地域の呼び方でやっているのでしょうか。

事務局 そういった事例もございます。

平林会長 高田委員のご指摘は、地域の魚種名の下に一般的な和名をカッコ書きで記載したら、非常にわかりやすいのではということだと思います。その地域の方でないと、その魚種名が判らないということがないようにしておいてください。

飯田委員 KHV の関係で、コイの放流はできないはずだが、実績があるというのはなぜでしょうか。また、コイは単価がかなり上がっているが理由は。

事務局 コイの放流実績があるのは諏訪湖と青木湖の2漁協です。その水域で繁殖したものを放流しています。単価については実績調査の中で購入量の影響が差が大きかった。また、いずれも標準単価よりは高かったため、高いほうに寄せて設定をしました。

小澤委員 増殖の実績報告はどのように県に来ているのか。

事務局 増殖実績につきましては、毎年各漁協から報告をいただいています。また、年1回実施している漁協の常例検査時にも増殖実績について確認をしています。

小澤委員 増殖の意味にもかかわってきますが、資料にありますように増殖するサイズはにじます、いわな等は3gとなっておりますが、私の勘違いかもしれませんが、ある漁協において、成魚を放流することによって重さをクリアしているのではという疑問がありますが、それについての確認がとれているのでしょうか。

事務局 一部の漁協で、稚魚を放流すると、カワウにすぐ食べられてしまうといった理由から成魚放流をしているといった事例は承知しています。数量と金額を併用しているため、成魚は重さあたりの単価は低くなりますので、その分重さを増やして放流をお願いしています。

小澤委員 私が漁協の理事に聞いた話だが、解禁時に成魚放流をするという事実があります。その魚の重さが、増殖の重さに加味されているならば、指示とは違った意味合いになってくるのではないか。その辺の確認を取るようにすべきと考えます。

事務局 一部の漁協ではそういったものは含めていないと聞いていますが、全てがそうかは確認できていませんので、確認するようにしたいと思います。

平林会長 そのようにお願いします。他にございますか。

高田委員 先ほど質問した、2種類の魚種の関係ですが、「とんこはぜ」はハゼ類の総称ということとは理解できましたので、これを指示量として認めることはやぶさかではないが、「むろ」については実態が分からないまま指示量がこれでいいとは言えない。確認できない場合は、「むろ」については保留とさせていただきたい。

事務局 他の議題の時に確認します。

平林会長 それでは「むろ」については確認いただくということで、他に指示量について何かございますか。

無いようですので、確認いただくまで保留として、次の（４）令和５年度野尻湖から関川等へのオオクチバス等逸出確認調査結果（第３回）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料４により説明

平林会長 ありがとうございました。資料４の第３回調査結果について説明いただきましたが、何か質問等ございますか。

先ほどの「むろ」について確認は取れましたか。

事務局 諏訪湖漁協に確認しました。たもろこ等小さめのコイ科の魚を総称して「むろ」と呼んでいるということです。

平林会長 魚種のところにそのようにメモを残していただいたほうがいいですね。

先ほどの（３）増殖指示量について、確認が取れましたので、資料の７ページ以降の総括表のとおり各漁協に対して増殖指示をするということに決定したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし

平林会長 それではそういうことで、指示をいたします。

（４）に戻りまして、網の外では確認されなかったということですが、何かございますか。無ければ次に進めます。

（５）の野尻湖のオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準についてですが、前回いろいろご意見をいただきまして、持ち越したものです。委員から出された意見に対して検討した内容を中心に事務局から説明をしていただきます。

事務局 資料５により説明

平林会長 こちらにつきましては、関係者である石田委員にはご退席いただきます。

石田委員 退席

平林会長 今回の緊急放流という特別な事案において、逸出防止装置の開閉時刻の報告がなく、解放されていた時間を事務局で把握できなかったということについては、野尻湖漁協に対し本基準の適切な運用を徹底するよう指示をしたということですが、これについて何かご意見ご質問ございますか。

この件につきましては、前回、ご意見をいただいた内容で指示をしたということです。

次に資料５－３の６～７ページにあります解除にかかわる審査及び判断基準の新旧対照表のとおり、逸出魚発見時及び洪水等不測の事態の対策方法を、逸出魚発見時と不測の事態発生時を分けて記載していただいて、不測の事態発生時については、その事案を

事務局に報告をして、事務局が水産試験場と協議をし、調査回数と調査地点数を指示するという形になっています。これについて何かご意見ご質問はございますでしょうか。

私もこれを最初に聞いたときに、分けたほうが判りやすいと思いました。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは審査及び判断基準全体について何かご意見ございますでしょうか。

高田委員 資料別紙2に管理記録表がございますね。私も今まで気づきませんでした。いちいち判子を押させているんですかね。これは不要だと思います。自筆のサインがあれば十分だと思いますので、押印はなしにしていいいのではないのでしょうか。

事務局 自筆のサインをしていただいているので、今年については押印は求めておりません。世の中の全体的な流れもございますので、様式から確認印は削除させていただきます。

平林会長 そういう形をお願いします。

他にございますか。無いようですので、第6期におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準を本案のとおり決定します。

今後の予定ですが、野尻湖漁協の再放流禁止指示の解除期間は令和6年3月31日までとなっていることから、次期の解除申請があると考えられます。

解除申請がありましたら、2月の委員会で議論することになると思いますので、よろしくをお願いします。

それでは石田委員にご着席いただくようお願いいたします。

石田委員 着席

平林会長 その他ですが事務局から何かございますか。

事務局 ございません。

平林会長 委員の皆さんから何かございますか。

石田委員 増殖指示量ですが、稚魚の価格が非常に上がってしまって、これからどうなるかわからない。また、稚魚が入りにくくなっています。その辺事務局にも、またお話ししますが、放流できない場合が出てきちゃうかもしれません。稚魚が入手できないことがあるかもしれないので、その辺よろしくをお願いいたします。

事務局 手に入らないという事情がありましたら、ご相談いただきたいと思います。特殊な事情がありましたら考慮いたします。また、年々価格が上がりそうということは承知していますが、現時点でどれくらい上がるか判断がつかみませんので、とりあえずは現状の価格で標準単価を決定しました。更に価格が上がり続けるようでしたら、途中でも単価の見直しを検討する必要があるかもしれませんので、実情に応じて臨機応変に対応したいと考えています。

飯田委員 稚魚を作っている立場で言わせてもらいますが、餌代等経費が非常に上がっており、大変厳しい状況です。養殖の環境も変わっています。イワナの稚魚も東北がダメで、今後も出てくるかわからない状況。他の魚も採算ではなく養殖そのものが厳しくなってい

る。行政で稚魚を作って放流に回さないといけない状況。

平林会長 ありがとうございました。他にございますか。無いようですので本日の議事は全て終了といたします。進行を事務局にお返しします。

事務局 平林会長には円滑な進行ありがとうございました。また委員の皆さん、10年に1回の漁業権免許ということで当たり年でございます、様々な立場から貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。本日いただいた答申に沿って、県でも手続きを進めさせていただきます。

次回は来年2月2日金曜日、長野合庁で午後を実施いたします。お忙しい中、ご都合をつけていただくようお願いいたします。

今日は現地調査ということで、石田委員さんには案内等ありがとうございました。

これで本日の委員会は終了とさせていただきます。お気をつけてお帰り頂くようお願いいたします。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟